

R 8 武 雄 中 学 校 服 装 規 定

1 制服について

制服を着用する際は、自分のためのおしゃれではなく、全ての人が気持ちよく生活できる清潔感のある身だしなみをする。制服には移行期間を設けず、気候と体調に合わせて自分で制服を選ぶものとする。(式典時除く)

(1) フォーマル(式典時)の着こなし

○時期に合わせて3種類の中から選ぶものとする。

○校内では、学校指定の名前札を胸ポケットの上部にきちんと付ける。

① 冬服(入学式、卒業式、4月:始業式、3月:修了式)

A:ブレザー、長袖ポロシャツ(学校指定のニットベストの着用可)、ネクタイ、スラックス
またはスカート、靴下(白)

B:学ラン、長袖カッターシャツ、スラックスまたはスカート、靴下(白)

C:セーラー服、赤リボン、スラックスまたはスカート、靴下(白)

② 合服

A:長袖ポロシャツ、ネクタイ、スラックスまたはスカート、靴下(白)

B:長袖カッターシャツ、スラックスまたはスカート、靴下(白)

C:長袖ブラウス、合服ベスト、スラックスまたはスカート、靴下(白)

③ 夏服

A:半袖ポロシャツ、スラックスまたはスカート、靴下(白)

B:半袖開襟シャツ、スラックスまたはスカート、靴下(白)

C:半袖セーラー服、スラックスまたはスカート、靴下(白)

※R7年度入学生より、Aタイプのみとする。

(2) 通常時(式典を除く)の着こなし

○フォーマルの服装に準ずる。A、B、Cタイプを組み合わせてよい。

(R7年度入学生より、Aタイプのみ)

○上着の下には、学校指定のポロシャツ(カッターシャツ)を着用する。

○Aタイプのブレザー着用時には、必ずネクタイを着用する。

○上着の下に着るセーター・ベスト等の色については、黒・茶・紺・白・灰の無地とする。着用する場合、上着からはみ出さないように着用する。(フード付きパーカー類は禁止)

○学校指定のニットベストを着用している時は、上着を脱いでもよい。

○気温の変化等で着用が必要な場合は、ジャージの着用を認める。

○スカート丈は「ひざが隠れる長さ」とする。

○ベルトは黒・紺・茶色とする。

○靴下は白、黒、紺の無地とする。**ワンポイントも認める。**

式典時は白の無地とし、くるぶしの隠れる長さとする。

○通学靴は学校指定の靴とする。

○制服が着用できない事情がある場合、保護者を通じて異装届を出し、学校長の許可を受ける。

2 頭髪について

○全生徒が快適に生活できるような清潔な髪型とする。

○染色、脱色、パーマ(ストレートパーマも含む)などの加工をしない。

○整髪料は使用しない。化粧やアイプチなどの不必要な装飾をしない。

○眉の加工はしない。

○髪の長さ等は、次のようにする。

- ・前髪は目にかからない。かかる場合は、ピンできちんととめる。
- ・横髪は顔にかからないようにする。後ろ髪は肩にかかったら結ぶ。その際、結び目は耳のラインまでとする。
- ・特異な髪形（極端に段差のある髪形、左右非対称など）でないものとする。
- ・特別な事情がある場合は、先生の許可を得て行う。

3 防寒着等の使用について

(1) 防寒着（コート、ダウンジャケット、ジャンパー等）について

○屋外での防寒着の使用を許可する。

○色は、黒・茶・紺・白・灰を基調とし、シンプルなものとする。

○部活動時のウィンドブレーカー等を使用してもよい。

○カーディガン・パーカー類を制服の上に着用することは禁止する。

(2) 防寒着（マフラー・ネックウォーマー・手袋）について

○登校後、教室で速やかに外す。職員室等に着用したまま入らない。

○色や柄は制限しないが、装飾がついているものは許可しない。

○安全面を考慮し、長くたらずことがないような巻き方をすること。

○ニット帽は禁止する。

(3) 防寒着（ストッキング）について

○黒またはベージュの無地とする。

4 上履き（令和8年度）

○学校指定のものとする。

1年：緑色スリッパ

2年：青色スリッパ

3年：黄色スリッパ

5 体育館専用シューズ（令和8年度）

○学校指定のものとする。

1年：緑色ライン

2年：青色ライン

3年：黄色ライン

6 バック類

○学校指定のスクールバッグ、セカンドバッグを使用する。

※R7年度入学生より、セカンドバッグは廃止し、スクールバッグのみとする。

○キーホルダーなどは、区別するために1個まで許可する。

○学校指定のスクールバッグ（セカンドバッグ）に入りきれない荷物（部活動の道具等）がある場合は、その荷物に適した大きさのケース・バックの使用を認める。

7 体育用服装

○学校指定のハーフパンツ、半そでシャツ、ジャージ

8 その他

○流行による髪型・服装や派手なものの判断は、生徒指導部で検討し判断する。